

○ 企業内容等に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行																																																																						
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略) 4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略) (2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr><td>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr><td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td><td></td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>各社債の金額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>発行価額の総額（円）</td><td></td></tr> </table>	当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質		新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）		各社債の金額（円）		発行価額の総額（円）		<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略) 4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略) (2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr><td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td><td></td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>各社債の金額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>発行価額の総額（円）</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）		各社債の金額（円）		発行価額の総額（円）	
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質																																																																							
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																							
新株予約権の目的となる株式の数																																																																							
新株予約権の行使時の払込金額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																							
新株予約権の行使期間																																																																							
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																																							
新株予約権の行使の条件																																																																							
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																																							
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																							
代用払込みに関する事項																																																																							
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																																							
銘柄																																																																							
記名・無記名の別																																																																							
券面総額又は振替社債の総額（円）																																																																							
各社債の金額（円）																																																																							
発行価額の総額（円）																																																																							
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																							
新株予約権の目的となる株式の数																																																																							
新株予約権の行使時の払込金額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																							
新株予約権の行使期間																																																																							
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																																							
新株予約権の行使の条件																																																																							
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																																							
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																							
代用払込みに関する事項																																																																							
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																																							
銘柄																																																																							
記名・無記名の別																																																																							
券面総額又は振替社債の総額（円）																																																																							
各社債の金額（円）																																																																							
発行価額の総額（円）																																																																							

発行価格 (円)	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

発行価格 (円)	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)

1【割当予定先の状況】(23-3)

2【株券等の譲渡制限】(23-4)

3【発行条件に関する事項】(23-5)

4【大規模な第三者割当に関する事項】(23-6)

5【第三者割当後の大株主の状況】(23-7)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6【大規模な第三者割当の必要性】(23-8)

7【株式併合等の予定の有無及び内容】(23-9)

8【その他参考になる事項】(23-10)

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により届出の対象とした募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a (略)

b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により届出の対象とした募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a (略)

(新設)

b 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

(新設)

(b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

(d) 提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

e～h (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～g (略)

h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j～g (略)

(13) (略)

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12)のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(15)～(19) (略)

(20) 手取金の使途

a 提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。

b (略)

(21) (略)

(22) 売出有価証券

a・b (略)

c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

提出者の自己株式である行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の売出しを行う場合には、(8)のdに準じて記載すること。

d～h (略)

(23) (略)

(23-2) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当(第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。)の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(以下この様式において「株券等」という。)の募集又は売出しを行う場合に記載すること。

(23-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当を予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a) 個人 氏名、住所及び職業の内容

c～f (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～g (略)

(新設)

(新設)

h～o (略)

(13) (略)

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12)のa、g、h、i、j、k、l、m及びnに準じて記載すること。

(15)～(19) (略)

(20) 手取金の使途

a 新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。

b (略)

(21) (略)

(22) 売出有価証券

a・b (略)

(新設)

c～g (略)

(23) (略)

(新設)

(新設)

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地並びに届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。)の提出日

(c) 有価証券報告書提出会社以外の法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限る。)、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率

(d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限る。)、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者(以下この様式において「業務執行組合員等」という。)に関する事項((a) から (d) までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該 (a) から (d) までに定める事項とする。)
なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載にあたっては、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。

b. 提出者と割当予定先との間の関係 提出者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であつて、その業務執行組合員等と提出者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

c. 割当予定先の選定理由 割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。

d. 割り当てようとする株式の数 この届出書に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。

e. 株券等の保有方針 この届出書に係る第三者割当に係る株券等について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。

f. 払込みに要する資金等の状況 割当予定先がこの届出書に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。

g. 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下この g において「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて記載するとともに、その確認方法を具体的に記載すること。

(23-4) 株券等の譲渡制限
この届出書に係る第三者割当に係る株券等についてその譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(23-5) 発行条件に関する事項

a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。

b. この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行(以下この b において「当該発行」という。)が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行(以下この b において「有利発行」という。)に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由、判断の過程及び当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見、当該判断の参考にした第三者による分析又は意見その他の情報があればその内容を記載すること。

(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項
この届出書に係る第三者割当により次の a 又は b に掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a. 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権(社債に付されているものを含む。以下この (23-6) 及び (23-7) において「株式等」という。))に

(新設)

(新設)

(新設)

<p>係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この(23-6)及び(23-7)において「割当議決権数」という。) (この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数(当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下このaにおいて「加算議決権数」という。)を含む。)を提出者の総株主の議決権(「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「(7) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下このb及び(23-7)のcにおいて同じ。)の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合</p> <p>b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数を合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合</p> <p>(a) その者の近親者(二親等内の親族をいう。(b)において同じ。)</p> <p>(b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体(以下この(b)において「法人等」という。)並びに当該法人等の子会社</p>	
<p>(23-7) 第三者割当後の大株主の状況</p> <p>a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この(23-7)において同じ。)における大株主の状況について、(45)のb及びcに準じて記載すること。</p> <p>b 割当予定先が大株主となる場合について、「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。</p> <p>c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出した割合(小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合)を記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(23-8) 大規模な第三者割当の必要性</p> <p>a この届出書に係る第三者割当が(23-6)に規定する場合における第三者割当(以下この(23-8)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行わなければならない理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。</p> <p>b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程(経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。)を具体的に記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(23-9) 株式併合等の予定の有無及び内容</p> <p>提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(23-10) その他参考になる事項</p> <p>自己株式又は自己新株予約権の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の使途について、(20)に準じて記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(24)~(39) (略)</p> <p>(40) 株式の総数等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</p> <p>d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</p>	<p>(24)~(39) (略)</p> <p>(40) 株式の総数等</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c 「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</p>

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f～j (略)

(41) 新株予約権等の状況
a～e (略)

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合にはその旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(40)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

g (略)

(42)～(47) (略)

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業者又はこれらの者を対象とする持株会（以下この(27-2)において「従業員等持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下この(27-2)において「従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(e)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a) 当該従業員株式所有制度の概要

(b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

(c) 当該従業員株式所有制度の設定により取得し、又は買い付ける予定の株式の総数又は総額

(d) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利（以下この(e)において「受益権等」という。）を受けることができる者の範囲

(e) 受益権の内容

b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(48)～(87) (略)

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

(新設)

d～h (略)

(41) 新株予約権等の状況
a～e (略)

(新設)

f (略)

(42)～(47) (略)

(新設)

(48)～(87) (略)

改正案

現 行

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	

利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2 (略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
--------------------------	--

6～10 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現 行

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	

発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(略)

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</u></p> <p>c <u>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u> <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</u></p> <p>d <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>(a) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由</u></p> <p>(b) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容</u></p> <p>(c) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(d) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(e) <u>提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u></p> <p>(f) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p>e・f (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</u> <u>提出者の自己株式である行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の売出しを行う場合には、(1)のdに準じて記載すること。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式</p> <p>a (略) (新設)</p> <p>b <u>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式</p> <p>a (略) (新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p>

改 正 案	現 行																																																														
第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略) 4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略) (2)【新株予約権の内容等】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> (3) (略) 5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>銘柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記名・無記名の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td> <td></td> </tr> </table>	当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質		新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）		第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略) 4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略) (2)【新株予約権の内容等】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> (3) (略) 5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>銘柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記名・無記名の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td> <td></td> </tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）	
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質																																																															
新株予約権の目的となる株式の種類																																																															
新株予約権の目的となる株式の数																																																															
新株予約権の行使時の払込金額																																																															
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																															
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																															
新株予約権の行使期間																																																															
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																															
新株予約権の行使の条件																																																															
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																															
新株予約権の譲渡に関する事項																																																															
代用払込みに関する事項																																																															
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																															
銘柄																																																															
記名・無記名の別																																																															
券面総額又は振替社債の総額（円）																																																															
新株予約権の目的となる株式の種類																																																															
新株予約権の目的となる株式の数																																																															
新株予約権の行使時の払込金額																																																															
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																															
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																															
新株予約権の行使期間																																																															
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																															
新株予約権の行使の条件																																																															
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																															
新株予約権の譲渡に関する事項																																																															
代用払込みに関する事項																																																															
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																															
銘柄																																																															
記名・無記名の別																																																															
券面総額又は振替社債の総額（円）																																																															

各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）（14）	
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）（14）	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第七部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第七部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a (略)

b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

e～h (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～g (略)

h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j～q (略)

(13) (略)

(14) 新株予約権付社債に関する事項
(12)のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(15)～(19) (略)

(20) 手取金の使途

a 提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。

b (略)

(21) (略)

(22) 売出有価証券

a・b (略)

c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

a (略)
(新設)

b 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

(新設)

c～f (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～g (略)
(新設)

(新設)

h～o (略)

(13) (略)

(14) 新株予約権付社債に関する事項
(12)のa、g、h、i、j、k、l、m及びnに準じて記載すること。

(15)～(19) (略)

(20) 手取金の使途

a 新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。

b (略)

(21) (略)

(22) 売出有価証券

a・b (略)
(新設)

<p>提出者の自己株式である行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の売出しを行う場合には、(8)のdに準じて記載すること。</p> <p><u>d～h</u> (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p><u>(23-2) 第三者割当の場合の特記事項</u></p> <p>第二号様式記載上の注意 (23-2) から (23-10) までに準じて記載すること。</p> <p>(24)～(59) (略)</p>	<p><u>c～g</u> (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(24)～(59) (略)</p>
--	--

改正案

現行

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	

発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件	
新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項	
新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項	
代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			
6～10 (略)		6～10 (略)	
第2・第3 (略)		第2・第3 (略)	
第二部～第六部 (略)		第二部～第六部 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(略)		(略)	

改正案

現行

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(21-2)

	第4 四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	

(4)～(9) (略)

(10)【従業員株式所有制度の内容】(27-2)

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(8) (略)

(新設)

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

<p>(略)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会における決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。</u></p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(20) 株式の総数等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</u></p> <p>d <u>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u> <u>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</u></p> <p>e <u>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>(a) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容</u></p> <p>(b) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</u></p> <p>(c) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</u></p> <p>(d) <u>提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u></p> <p>(e) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p>f～j (略)</p> <p>(21) 新株予約権等の状況</p> <p>a～e (略)</p> <p>f <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合にはその旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(20)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(21-2) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</u></p> <p>a <u>複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u></p> <p>b <u>「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に支払った金銭その他の財産の価額をいう。</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a・b (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(20) 株式の総数等</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c <u>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>d～h</p> <p>(21) 新株予約権等の状況</p> <p>a～e (略)</p> <p>(新設)</p> <p>f (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a・b (略)</p>
---	---

<u>c 当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</u>	(新設)
<u>d (略)</u>	<u>c (略)</u>
(24)～(27) (略)	(24)～(27) (略)
<u>(27-2) 従業員株式所有制度の内容</u>	(新設)
<u>第2号様式記載上の注意（47-2）に準じて記載すること。</u>	
(28)～(65) (略)	(28)～(65) (略)

改正案

現 行

第三号の様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1～3 (略)

4【株式等の状況】(8)

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	

(4)～(9) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第三号の様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1 (略)

1～3 (略)

4【株式等の状況】(8)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(8) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第四号様式

【表紙】
【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】
第1～第3 (略)
第4【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)・(2) (略)
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	

(4)～(8) (略)

2～5 (略)
第5～第8 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)

第四号様式

【表紙】
【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】
第1～第3 (略)
第4【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)・(2) (略)
(新設)

(3)～(7) (略)

2～5 (略)
第5～第8 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)

(略)

(略)

改正案

現行

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14-2)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(新設)

<p>当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額</p>			<p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>(13) 株式の総数等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</u></p> <p>d <u>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u> <u>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</u></p> <p>e <u>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>(a) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容</u></p> <p>(b) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</u></p> <p>(c) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</u></p> <p>(d) <u>提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u></p> <p>(e) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p>f~j (略)</p> <p>(14) 新株予約権等の状況</p> <p>a~e (略)</p> <p>f <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合にはその旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(3)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(14-2) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</u></p> <p>a <u>複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u></p> <p>b <u>前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載するこ</u></p>
---	--	--	--

<p><u>と。</u> <u>c 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に支払った金銭その他の財産の価額をいう。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 発行済株式総数、資本金等の推移 a・b (略)</p> <p><u>c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>d (略)</u></p> <p>(17)～(37) (略)</p>	<p>(15) (略)</p> <p>(16) 発行済株式総数、資本金等の推移 a・b (略) (新設)</p> <p><u>c (略)</u></p> <p>(17)～(37) (略)</p>
--	---

改正案

現行

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(17-2)

	中間会計期間 (年月日から年月日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4)～(7) (略)

2・3 (略)

第5・第6 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(15) (略)

(16) 株式の総数等

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

第5・第6 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(15) (略)

(16) 株式の総数等

a・b (略)

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f～j (略)

(17) 新株予約権等の状況

a～e (略)

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合にはその旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(16)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

g (略)

(17-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に支払った金銭その他の財産の価額をいう。

(18) (略)

(19) 発行済株式総数、資本金等の状況

a・b (略)

c 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d (略)

(20)～(45) (略)

a・b (略)

(新設)

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

(新設)

d～h (略)

(17) 新株予約権等の状況

a～e (略)

(新設)

f (略)

(新設)

(18) (略)

(19) 発行済株式総数、資本金等の状況

a・b (略)

(新設)

c (略)

(20)～(45) (略)

改正案

現行

第五号の様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2 (略)

3【株式等の状況】(7)

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (年月日から年月日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4)～(7) (略)

4～6 (略)

第2～第5 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第五号の様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2 (略)

3【株式等の状況】(7)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(6) (略)

4～6 (略)

第2～第5 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】(14)

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】(14)

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	

発行価額の総額	
発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

発行価額の総額	
発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】 (24-2)

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	-				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(5) (略)

(6) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(7)～(9) (略)

(10) 新規発行株式

a 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を記載すること。

b (略)

c 「内容」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い株式の内容を具体的に記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(5) (略)

(6) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(7)～(9) (略)

(10) 新規発行株式

a 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。

b (略)

c 「内容」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い株式の内容を具体的に記載すること。

<p>d <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>(a) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由</u></p> <p>(b) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容</u></p> <p>(c) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(d) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(e) <u>提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u></p> <p>(f) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p>e～g (略)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>新株予約権証券の募集</u></p> <p>a～g (略)</p> <p>h <u>「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。</u></p> <p>i <u>新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(10)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>j～q (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>新株予約権付社債に関する事項</u></p> <p>(14)のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。</p> <p>(17)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>手取金の使途</u></p> <p>a <u>提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(23) <u>売出有価証券</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。</u></p> <p><u>提出者の自己株式である行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の売出しを行う場合には、(10)のdに準じて記載すること。</u></p> <p>e～i (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(24-2) <u>第三者割当の場合の特記事項</u></p> <p><u>第二号様式記載上の注意(23-2)から(23-10)までに準じて記載すること。</u></p> <p>(25)～(42) (略)</p> <p>(43) <u>株式の総数等</u></p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。</u></p> <p><u>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>d～f (略)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>新株予約権証券の募集</u></p> <p>a～g (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>h～o (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>新株予約権付社債に関する事項</u></p> <p>(14)のa、g、h、i、j、k、l、m及びnに準じて記載すること。</p> <p>(17)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>手取金の使途</u></p> <p>a <u>新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(23) <u>売出有価証券</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>d～h (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(25)～(42) (略)</p> <p>(43) <u>株式の総数等</u></p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。</u></p> <p><u>株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合</u></p>
--	---

<p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「内容」の欄の冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</p> <p>株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p><u>d</u> 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</p> <p>(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容</p> <p>(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</p> <p>(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</p> <p>(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容</p> <p>(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項</p> <p><u>e・f</u> (略)</p> <p>(44)～(69) (略)</p>	<p>には、その内容を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>d・e</u> (略)</p> <p>(44)～(69) (略)</p>
---	---

改正案

現行

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

第3 **【第三者割当の場合の特記事項】**

1 **【割当予定先の状況】**

2 **【株券等の譲渡制限】**

3 **【発行条件に関する事項】**

4 **【大規模な第三者割当に関する事項】**

5 **【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6 **【大規模な第三者割当の必要性】**

7 **【株式併合等の予定の有無及び内容】**

8 **【その他参考になる事項】**

第4 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(略)

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項		代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
4～8 (略)		4～8 (略)	
第2・第3 (略)		第2・第3 (略)	
第二部～第六部 (略)		第二部～第六部 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(略)		(略)	

改正案

現行

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(25-2)

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	
当該期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	二	

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

<p>第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(25) (略) (25-2) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</u> a <u>複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u> b <u>「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に支払った金銭その他の財産の価額をいう。</u> (26) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～c (略) d <u>当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</u> (27)～(48) (略)</p>	<p>第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(25) (略) (新設) (26) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～c (略) (新設) (27)～(48) (略)</p>
--	---

改正案

現 行

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	
当該期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	二	

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)

第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)

改正案

現行

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(16-2)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

<p>当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額</p>			
<p>当該四半期会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数</p>			
<p>(3)・(4) (略) 2・3 (略) 第6・第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(16) (略) (16-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。 b 前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。 c 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に支払った金銭その他の財産の価額をいう。 (17) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～c (略) d 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。 (18)～(29) (略)</p>			<p>(2)・(3) (略) 2・3 (略) 第6・第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(16) (略) (新設) (17) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～c (略) (新設) (18)～(29) (略)</p>

改正案

現行

第十号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(18-2)

	中間会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

$\frac{(3) \cdot (4)}{2 \cdot 3}$ (略)

第6～第8 (略)

第二部 (略)

第十号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

$\frac{(2) \cdot (3)}{2 \cdot 3}$ (略)

第6～第8 (略)

第二部 (略)

<p>(記載上の注意) (1)～(18) (略) (18-2) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</u> a <u>複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u> b <u>「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に支払った金銭その他の財産の価額をいう。</u> (19) 発行済株式総数及び資本金の状況 a～c (略) d <u>当該半期中において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</u> (20)～(34) (略)</p>	<p>(記載上の注意) (1)～(18) (略) (新設) (19) 発行済株式総数及び資本金の状況 a～c (略) (新設) (20)～(34) (略)</p>
--	---

改正案	現 行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載す ること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>

改正案

現行

第十二号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	

第十二号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

6・7 (略)

第2 (略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(2)～(9) (略)

6・7 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。

(2)～(9) (略)

改正案	現 行
<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載す ること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>

改正案

現行

第十五号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第十五号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～6 (略)

第2 (略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(2)～(9) (略)

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～6 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。

(2)～(9) (略)